桂川町告示第60号

平成31年第2回桂川町議会臨時会を次のとおり招集する 平成31年4月9日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 平成31年4月18日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中	政廣君	林	英明君
柴田	正彦君	杉村	明彦君
大塚	和佳君	吉川絲	尼代子君
北原	裕丈君	下川	康弘君
竹本	慶吉君	青柳	久善君

○応招しなかった議員

平成31年 第2回(臨時) 桂 川 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成31年4月18日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成31年4月18日 午前10時00分開会

日程第1	署名議員の指名
	有"和哦只"/11/11/11

日程第2 会期の決定

日程第3 同意第3号 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選任

日程第5 承認第2号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

日程第7 承認第4号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決 第1号)

日程第8	承認第5号	亚战 3	0年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)	1
$H \times H O$	か心わりつ		0 十尺任川門上地以付的加云川州山 1 笄 (守以为 1 7)	

日程第9	承認第6号	亚式 3	0年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算	(恵決笠9号)
口生物り	かかわり ケ			

日程第10 承認第7号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)

日程第11 承認第8号 平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第1号)

日程第12 議案第17号 桂川小学校空調設備工事請負契約の締結

日程第13 議案第18号 桂川中学校空調設備工事請負契約の締結

本日の会議に付した事件

日程第1 署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 同意第3号 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選任

日程第4 承認第1号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定

日程第5 承認第2号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

日程第6 承認第3号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)

日程第7 承認第4号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決 第1号)

日程第8 承認第5号 平成30年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)

日程第9 承認第6号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号)

日程第10 承認第7号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)

日程第11 承認第8号 平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第1号)

日程第12 議案第17号 桂川小学校空調設備工事請負契約の締結

日程第13 議案第18号 桂川中学校空調設備工事請負契約の締結

出席議員(10名)

 1番 原中 政廣君
 2番 林 英明君

 3番 柴田 正彦君
 4番 杉村 明彦君

 5番 大塚 和佳君
 6番 吉川紀代子君

 7番 北原 裕丈君
 8番 下川 康弘君

9番 竹本 慶吉君 10番 青柳 久善君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神﨑 博和君

説明のため出席した者の職氏名

 町長
 井上
 利一君
 副町長
 森田
 増夫君

 教育長
 大庭
 公正君
 総務課長
 山邉
 久長君

 企画財政課長
 原中
 康君
 企画財政課長補佐
 小平
 知仁君

 建設事業課長
 小金丸卓哉君
 住民課長兼会計管理者
 坂井
 習司君

 税務課長
 平井登志子君
 保険環境課長
 横山
 由枝君

 健康福祉課長
 江藤
 栄次君
 産業振興課長
 一
 大屋
 智久君

 子育て支援課長
 本
 俊一君
 水道課長
 山本
 博君

 学校教育課長
 北原
 義識君
 社会教育課長
 尾園
 晃君

社会教育課長補佐 …… 原田 紀昭君

午前10時00分開会

○議長(原中 政廣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、平成31年第2回桂川町議会 臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長(原中 政廣君) 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、吉川紀代子君、7番、北原裕丈君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長(原中 政廣君) 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。 これより、町長の挨拶を受けます。井上町長。
- 〇町長(井上 利一君) おはようございます。

ことしは桜の花の美しい期間が例年より長かったように思いますが、季節が移り、今ではみずみずしい若葉が美しい季節になりました。

4月1日に、「平成」にかわる新しい元号として「令和」が発表され、5月からスタートします。「令和」には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められているそうです。新しい時代が、国の安寧と世界の平和を築いていく時代であってほしいと願う次第であります。

さて、本日は、平成31年第2回桂川町議会臨時会を開催しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中にもかかわりませず、御出席を賜りまことにありがとうございます。

本日の臨時会における議案は、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選任について及び桂 川小学校、桂川中学校の空調設備工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでござ います。

また、新年度最初の議会であることから、3月29日付で専決処分を行いました桂川町税条例等の一部改正、桂川町国民健康保険税条例の一部改正、平成30年度の一般会計及び特別会計の補正予算について、それぞれ報告を行い承認を求めるものでございます。

各学校の空調設備工事につきましては、国の補助を受けて取り組むものでありますが、御承知のように全国的な取り組みとして推進されており、ことしの夏の対策に間に合うように対応するためには、早期着工が必要であることから、今回の臨時議会開催に至ったものでございます。

なお、本町の条例の定めるところにより、議案としましては、桂川小学校及び桂川中学校の空 調設備工事について提案していますが、桂川東小学校につきましても、同様の工事を行うことを 申し添えておきます。

内容につきましては、担当課長が御説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますよう、 よろしくお願い申し上げます。

○議長(原中 政廣君) 本臨時会に上程された案件は、同意1件、承認8件、議案2件であります。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第3. 同意第3号

○議長(原中 政廣君) 同意第3号ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選任については、 ふくおか県央環境広域施設組合規約第5条第1項及び第2項の規定で、関係市町の議会において 互選された者となっています。

よって、林英明君と私、原中政廣を、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員に指名しますので、御了承願います。

日程第4. 承認第1号

○議長(原中 政廣君) 承認第1号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長(平井登志子君) 議案書4ページをお願いいたします。承認第1号について御説明申 し上げます。

本承認は、桂川町税条例等の一部改正の専決処分でございます。

改正の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、桂川町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を、平成31年3月29日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

内容につきましては、5ページから19ページにわたっておりますが、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

なお、元号につきましては、平成で説明をさせていただきます。

1点目は、ふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除についてでございます。

一定のルールの中で、地方公共団体が創意工夫をすることにより、地域活性化につなげるため、返礼品を送付する場合には、返礼品の返礼割合を3割以下とし、地場産品とするといった基準等に適合する場合は、ふるさと納税の対象として指定し、基準に適合しない場合には、ふるさと納税の対象外とすることができるよう、制度の見直しが行われております。

ふるさと納税で支出した寄附金は、寄附金税額控除に該当となり、これまではどの地方公共団体に寄附をした場合であっても税の特例控除が適用されておりましたが、改正後は、基準に適合し指定となった寄附金に限って特例控除対象寄附金となるものでございます。ことしの6月1日以降の寄附金から適合されます。

2点目は、消費税率の10%引き上げに伴い、ことしの10月1日から自動車取得税が廃止となり、環境性能割が導入されます。環境性能割は、三輪以上の軽自動車の取得価格に、環境性能に応じた税率を掛けて納付していただくものでございます。

需要平準化対策に係る臨時的軽減措置として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車については、環境性能割の税率を1%軽減するものでございます。

3点目は、軽自動車税に係るグリーン化特例の見直しでございます。

グリーン化特例とは、初めて新規取得した燃費性能のすぐれた車両について、初回の軽自動車 税についてのみ軽減税率が適用されるものでございます。

消費税率引き上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、グリーン化特例の対象を電気自動車等に限定し、平成33年4月1日以降に新規登録を受けた自家用乗用車から適用されます。

4点目は、個人住民税の非課税措置の追加でございます。

子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の 支給を受けており、前年の合計取得金額が135万円以下であるひとり親に対して、個人住民税 を非課税とする措置が講じられます。平成33年度分以降の個人住民税について適用されます。

以上が、主な改正の内容でございます。その他、関係法令の改正に伴い、本条例の条文の整備 を行っております。

16ページをお願いいたします。

附則としまして、施行期日でございますが、第1条は、この条例は、平成31年4月1日から

施行するものでございます。ただし、改正規定の内容によりまして、別に記述を定めております。 第2条以降は、経過措置を定めております。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、承認を賜りますよう、 よろしくお願いいたします。

- ○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 日本共産党の吉川紀代子です。

桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定の環境性能割について、お尋ねをします。

平成27年燃費基準プラス10%達成の営業車と自家用車の環境性能割税は、それぞれ何%ですか。

また、この2車種に対しての臨時軽減措置は何%ですか。

- 〇議長(原中 政廣君) 平井課長。
- ○税務課長(平井登志子君) 吉川議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度燃費基準10%達成車につきまして、まず自家用車につきましては、環境性能割が本来2%でございますが、臨時的税率で1%となります。

営業車につきましては、臨時的税率はありません。税率については1%となります。 以上です。

○議長(原中 政廣君) はい、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員(6番 吉川紀代子君) 私は、この桂川町税条例等の一部を改正する条例に、反対の立場から討論に参加をいたします。

この案件は、政府が消費税10%増税を強行する上で、軽減措置として打ち出したものであり、 これから私たち国民が、買い物のたびに取られ続ける消費税10%を考えると、とても納得でき るものではなく、消費税増税ノーの立場から、私は承認できません。

○議長(原中 政廣君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第1号を採決します。起立により採決いたします。 本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(原中 政廣君) 起立多数であります。したがって、承認第1号桂川町税条例等の一部を 改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第5. 承認第2号

○議長(原中 政廣君) 承認第2号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専 決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長(平井登志子君) 議案書20ページをお願いいたします。承認第2号について御説明申し上げます。

本承認は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。 改正の理由といたしまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月 29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部 を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部改 正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分 いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするもので ございます。

議案書の21ページをお願いいたします。主な改正内容について御説明申し上げます。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額を、現行58万円から61万円に3万円引き上げる ものでございます。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定の基準額を引き上げることにより、低所得者の税負担の 軽減を図るものでございます。

国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準において、5割軽減世帯の軽減判定の算定における被保険者の数に乗じる金額を27万5,000円から28万円に改め、2割軽減世帯については、50万円から51万円に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますよう、よ ろしくお願いいたします。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員(6番 吉川紀代子君) 私は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対 の立場から討論に参加をいたします。

この案件は、国民健康保険税の基礎課税額を3万円引き上げるというもので、国民健康保険加入者中間層への課税強化になります。本来、政府が交付すべきものであり、到底承認できません。

○議長(原中 政廣君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより、承認第2号を採決します。起立により採決いたします。 本件は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(原中 政廣君) 起立多数であります。したがって、承認第2号桂川町国民健康保険税条 例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第6. 承認第3号

○議長(原中 政廣君) 承認第3号平成30年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)の専決 処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長(原中 康君) 承認第3号平成30年度桂川町一般会計補正予算(専決第 2号)について、説明いたします。

議案書22ページをお開きください。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成31年3月29日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙、補正予算書で説明いたします。

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億6,721万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,614万3,000円と定めたものでございます。 第2条の地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正で説明いたします。 7ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。公共事業等以下4つの地方債につきまして、額の決定及び 決定見込みにより、限度額の減額を行うものです。

次の8ページに、参考として、地方債の各年度末における現在高等の調書をつけております。

11ページをお開きください。歳入について説明いたします。

1款1項町民税878万7,000円の追加、次の2項固定資産税5万9,000円の追加。

次の13ページ、3項軽自動車税13万5,000円の追加は、決算を見込んだ計上でございます。

次の14ページ、4項町たばこ税264万8,000円の追加。

次の15ページ、2款2項地方揮発油譲与税43万3,000円の追加。

次の16ページ、3款1項利子割交付金46万8,000円の減額。

次の17ページ、4款1項配当割交付金70万8,000円の減額。

次の18ページ、5款1項株式等譲渡所得割交付金167万8,000円の減額。

次の6款1項地方消費税交付金31万3,000円の減額。

次の20ページ、7款1項ゴルフ場利用税交付金222万8,000円の追加。

次の21ページ、8款1項自動車取得税交付金367万7,000円の追加は、全て額の決定によるものです。

次の22ページ、10款 1 項地方交付税 5, 586 万 7, 000 円の追加のうち、特別交付税につきましては、決定によるもの。

また、普通交付税は、財源調整を行っております。調整後の普通交付税の財源留保額は777万1,000円となります。

次の23ページ、11款1項交通安全対策特別交付金1万3,000円の追加は、決定による ものです。

次の24ページ、13款1項使用料405万9,000円の減額は、町有施設等の使用料の決定見込みによるもの。

次の25ページ、2項手数料425万6,000円の減額は、各種手数料の決算見込みによる ものです。

次の26ページ、14款1項国庫負担金1,922万6,000円の減額。

次の27ページ、2項国庫負担金611万1,000円の減額。

次の28ページ、15款1項県負担金856万円の減額。

次の29ページ、2項県補助金7,406万円の減額。

次の31ページ、3項県委託金12万2,000円の追加につきましては、各負担金補助金等

の決定及び決定見込みによるものです。

次の32ページ、16款2項財産売り払い収入628万3,000円の追加は、旭ケ丘団地売り払い収入の決定によるものです。

次の17款1項寄附金927万5,000円の減額は、ふるさと応援寄附金の決定見込みによるものです。

次の34ページ、18款1項基金繰入金1億9,200万円の減額は、今回の補正において歳 入が歳出を上回ったためのもので、財政調整基金及び公共事業整備基金からの繰り入れを執行す る必要がなくなりましたので、減額し、皆減とさせていただいております。

次の35ページ、2項特別会計繰入金126万8,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の決算見込みによるものです。

次の36ページ、20款1項延滞金、加算金及び過料119万円の追加は、決定見込みによるものです。

次の2項町預金利子7,000円の減額は、決定によるものです。

次の38ページ、21款1項町債3億2,920万円の減額は、各事業債の決定及び決定見込みによるものです。

次の39ページより歳出でございます。歳出におきましては、決算を見込んだ不用額の整理を 行っております。

2款1項3目財産管理費1,126万8,000円の追加は、減債基金積立金及び公共事業整備 基金積立金での歳入剰余金分の調整です。

5目財産管理費173万7,000円の減額は、委託料等の精算によるものです。

6目企画費102万円の減額は、地域おこし協力隊の関連経費の整理。

次の40ページ、10目諸費39万2,000円の減額は、コミュニティー交通利用補助金の 整理によるものです。

次の41ページ、2項1目税務総務費329万8,000円の減額は、臨時雇い賃金及び過誤納付金等の精算によるものです。

2目賦課徴収費100万3,000円の減額は、委託料等の精算によるものです。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費は、財源組み替えを行っております。

次の43ページ、4項4目町長選挙及び町議会議員一般選挙166万8,000円の減額は、 選挙事務に係る関連経費の決定によるものです。

次の44ページ、5項2目指定統計費59万5,000円の減額は不用額の整理を行っております。

45ページ、3款1項社会福祉費6,709万5,000円の減額は、1目社会福祉総務費から

8目介護保険事業費までの負担金や医療扶助費等の精算及び決定見込みによるものです。

次の47ページ、2項児童福祉費3,482万7,000円の減額は、1目児童福祉総務費から6目吉隈保育所費までの各種経費の精算及び決定見込みによるものです。

次の48ページ、4項2目人権センター運営費は、財源組み替えを行っております。

次の49ページ、4款1項3目環境衛生費582万2,000円の減額は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金等の整理によるものです。

次の50ページ、2項1目清掃総務費294万8,000円の減額は、飯塚市、桂川町、衛生施設組合負担金の決定によるものです。

次の51ページ、5款2項2目職業訓練費239万2,000円の減額は、若年者専修学校等 技能習得資金貸与金の皆減によるものです。

次の52ページ、6款1項農業費713万6,000円の減額は、各種経費の精算によるものです。

次の54ページ、2項林業費80万円の減額は、委託料の精算によるもの。

次の55ページ、7款1項2目商工振興費73万2,000円の減額は、住宅改修事業補助金の精算によるものです。

次の56ページ、8款1項土木管理費278万1,000円の減額は、町有地草刈り委託料、 木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金の精算によるものです。

次の57ページ、2項道路橋梁費1,300万円の減額は、2目道路橋梁費、3目道路橋梁新 設改良費の決定見込みによるものです。

次の58ページ、3項都市計画費3億5,541万4,000円の減額は、1目都市計画総務費から3目公園費までの精算によるもの。

5目都市再生事業費は、現在JR九州と契約し、平成32年度までの継続費を設定しております桂川駅自由通路整備工事につきまして、施行時期の調整等により工事費の減額を行っております。

次の60ページ、4項1目住宅管理費86万円の減額は、滞納者訴訟等委託料の皆減によるものです。

次の61ページ、10款2項桂川小学校費208万4,000円の減額は、少人数学級の実施 に伴う教職員賃金の精算によるものです。

次の62ページ、3項桂川東小学校費は、財源組み替えを行っております。

次の63ページ、4項桂川中学校費260万円の減額は、少人数学級の実施に伴う教職員賃金と教育扶助費の精算によるものです。

次の64ページ、7項社会教育費37万5,000円の減額は、1目社会教育総務費、6目王

塚装飾古墳館費の財源組み替え、8目人権教育費の精算によるものです。

次の65ページ、8項3目総合体育館費、4目グラウンドゴルフ場費は、財源組み替えを行っております。

次の66ページ、11款2項農林水産業施設災害復旧費6,700万円の減額は、測量委託費及び工事費の精算によるものです。

次の67ページ、3項公共土木施設災害復旧費290万円の減額は、測量委託費の精算による ものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。――あ、柴田君。

○議員(3番 柴田 正彦君) 済みません、教えてください。ひょっとして同じことに全て関連しているような気もしております。

4ページ、町債は11億5,000万から随分と3億2,000万と、3億3,000万近く減っています。これは減るということはいいとだと思っていますが、なぜなのかを教えてください。いろんなものをトータルするのかな、ちょっとわかりません。

続けて5ページ、8の3です、都市計画費、これも随分と減っています。6億6,000万が3億5,000万、3億6,000万ぐらい減って3億ぐらいになっていますが、これは、これだけ減ったのはいいことですが、なぜなのか。

及び7ページ、公共事業費で、この地方債が随分と減っています。この要因もお願いいたします。

そして8ページ、30年度末現在高見込み額、一番右の下ですが、47億8,000万と上がっていますが、昨年との比較を教えてください。増減しているのか、ふえているのか減っているのか、またその理由。

10ページ、ここでもですね、8の土木費のところが大幅に減っています。これはなぜなのか。 ひょっとして、これ全部同じことを聞いているのかもしれません。教えてください。 以上です。

- 〇議長(原中 政廣君) 原中課長。
- **○企画財政課長(原中 康君)** 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず4ページからでございますけれども、町債3億2,920万円の減額につきましては、御説明したように桂川駅自由通路の工事を、昨年工事協定を結んで32年度までの継続費として進めています。この30年度に係る工事費が、31年度以降に繰り下がったという形で、その分の影響による町債、この起債の借り入れが減ったという解釈でございます。

それとですね(「5ページ」と呼ぶ者あり)5ページの都市計画費につきましては、その歳出分、工事費という形で同じ関連でですね、減額ということでございます。(「はい」と呼ぶ者あり)

6ページ (「7ページ」と呼ぶ者あり) あ、7ページですね。7ページにつきましては、そういった理由でですね、この3億5,300万が5,800万に減ったということでございます。 (「はい」と呼ぶ者あり)

そういった関連で、土木費が昨年に比べて減ったというところがございます。 (「それは 10ページも同じことですか」と呼ぶ者あり) 10ページ。はい、10ページについても、はい、同じ状況でございます。 (「あと8ページに質問しています」と呼ぶ者あり)

前年度の比較はですね、左から3行目に29年度の起債額という表示があります。これに対して30年度末の現在見込み額は47億8,652万8,000円ということが表示されておりますので、前年度という数字は、この左から3行目ということでございます。

- 〇議長(原中 政廣君) はい。
- ○議員(3番 柴田 正彦君) 微増の理由はわかりました。
- ○議長(原中 政廣君) よろしいですか。質問の内容を全部――どうぞ。
- ○議員(3番 柴田 正彦君) ふえているのはわかるんですが、少しふえていますよね。ずっと借金減ってきたので、ここちょっとふえているが、なぜですかということは、その微増している理由を教えてください。
- 〇議長(原中 政廣君) 原中課長。
- **〇企画財政課長(原中 康君)** 毎年、起債については償還をしていますけれども、それに対して30年度実施での起債額が上積みされているという判断になろうかと思います。
- ○議長(原中 政廣君) よろしいですか。(「確認させてください」と呼ぶ者あり)はい、どう ぞ。
- ○議員(3番 柴田 正彦君) つまり建築費で減っていると思っているのは減ってんじゃなくて、要は後のほうに何年間で月賦じゃない、年賦で払っていくから、見た目減っているよということの解釈でよろしいですか。
- 〇議長(原中 政廣君) 原中課長。
- **〇企画財政課長(原中 康君)** こういう地方債補正の7ページにも記載していますように、

30年度でも起債というのは追加で借り入れがふえていますので、その分がやはり残高としては 多くなっているという解釈になろうかと思います。

- ○議長(原中 政廣君) ほかに質疑(「いや、今違います、質問、言うたの。ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)はい。
- ○議員(3番 柴田 正彦君) 僕が言ったのは確認しているだけで、駅へつくる関係で何十億かの、何十万でいかんな十何億かの借金があるはずです。それが一応予算の中では、どんと出ていたのを、ずっと分割払いするから、どんとあったのが減っているから、こういうふうに予定よりも減っているのかという確認をしたいだけ。
- ○議長(原中 政廣君) はい、よろしい――暫時休憩します。ちょっと確認してください。 暫時休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

○議長(原中 政廣君) それでは、会議を開きます。

今の再度まとまった答弁をお願いします。議場の中の質問ですから、議場で答えてください。 原中課長。

○企画財政課長(原中 康君) ただいまの柴田議員の御質問にお答えいたします。

7ページの地方債補正で、起債限度額が3億5,380万円というところが5,800万円に限度額減ったと。この分につきましては、31年度以降にその費用は移るという形で、総額的には減ったものではございません。 (「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(原中 政廣君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号平成30年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第7. 承認第4号

○議長(原中 政廣君) 承認第4号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長(平井登志子君) 承認第4号について御説明申し上げます。議案書23ページをお願いいたします。

本承認は、平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、 地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分を行いましたの で、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙、補正予算書にて御説明いたします。補正予算書2ページをお願い いたします。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330万4,000円にするものでございます。

7ページをお願いいたします。 歳入でございます。

1 款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付金、住宅新築資金と貸付事業県補助金29万 1,000円の増額は、決定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入8万9,000円の増額、2目住宅新築資金貸付金元利収入9,000円の減額、3目宅地取得資金貸付金元利収入3万3,000円の減額。9ページをお願いします。

2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円の減額でお願いをしております。事業の増減額はそれぞれ償還見込みによるものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費32万6,000円の増額は、見込みによるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますよう、よ ろしくお願いいたします。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第8. 承認第5号

○議長(原中 政廣君) 承認第5号平成30年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長(原中 康君) 承認第5号平成30年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専 決第1号)について説明いたします。

議案書24ページをお開きください。

専決処分の理由といたしまして、土地取得特別会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成31年3月29日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙、補正予算書で説明いたします。

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ歳入歳出3万5,000円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

2款1項1目土地開発基金繰入金1,050万円の減額は、8ページの歳出、2款1項1目公 有財産取得事業費で同額を計上しておりましたが、公有財産の取得等がありませんでしたので、 歳入歳出ともに1,050万円を減額し、予算の整理を行うものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号平成30年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)の専決 処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第9. 承認第6号

○議長(原中 政廣君) 承認第6号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号)の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

〇保険環境課長(横山 由枝君) 承認第6号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算 (専決第2号) について御説明申し上げます。

議案書の25ページをお願いいたします。

本承認は、平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号)についてでございます。

本会計予算において、補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。補正予算書の2ページをお願いい たします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ756万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,463万9,000円に定めるものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

7ページ、4款1項2目調整交付金と、8ページ、5款1項1目保険給付費等交付金は、決算 を見込んで減額及び増額をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金は、見込みにより644万4,000円の減額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、見込みにより418万9,000円の減額をお願い しております。

11ページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金337万6,000円の減額は、確定によるものです。参考まで に平成30年度の支払い件数は12件でございます。

12ページをお願いいたします。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、財源組み替えをお願いしております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し 上げます。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号)の 専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第10. 承認第7号

〇議長(原中 政廣君) 承認第7号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決

第1号) の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

〇保険環境課長(横山 由枝君) 承認第7号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)について御説明申し上げます。

議案書の26ページをお願いいたします。

本承認は、平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙、補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ163万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,256万8,000円に定めるものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項2目保険基盤安定繰入金163万1,000円の減額は、決定によりお願いしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金163万1,000円の減額は、決定によりお願いしております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し 上げます。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第11. 承認第8号

○議長(原中 政廣君) 承認第8号平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第1号)の 専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長(山本 博君) 承認第8号平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第 1号)について御説明いたします。

議案書27ページをお開きください。

提案理由は、水道事業会計予算の最終補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかった ため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分を行いま したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

別紙の桂川町水道事業会計補正予算書にて説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めた収益的収入及び支出のうち、支出におきまして、第1款 水道事業費用、第1項営業費用の6万1,000円の減額を行うものです。

3ページをお開きください。

収益的収入及び支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用4目総係費29節貸倒引当金、繰入額6万1,000円の減額におきましては、不納欠損額の決定見込みによるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は御承認賜りますようお願いいたしまして、提 案説明とさせていただきます。

〇議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分より再開します。よろしくお願いします。 暫時休憩。

午前10時59分休憩
午前11時13分再開

〇議長(原中 政廣君) 会議を開きます。

日程第12. 議案第17号

○議長(原中 政廣君) 議案第17号桂川小学校空調設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

〇建設事業課長(小金丸卓哉君) 議案第17号桂川小学校空調設備工事請負契約の締結について、 お手元の議案書と議場内のスクリーンを用いて御説明いたします。

議案書28ページをお開きください。契約の内容について御説明いたします。

工事名、桂川小学校空調設備工事。工事箇所、桂川町大字土居地内。工期、契約の効力発生の翌日から、平成31年8月30日まで。請負契約額、6,588万円、消費税含む。工事請負人、住所、飯塚市忠隈338番地2、氏名、有限会社碓井電気商会、代表取締役手島惠美子。契約の方法は、指名競争入札でございます。

提案理由につきましては、桂川小学校空調設備工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願 いするものでございます。

議案書29ページをお開きください。

入札の結果について御説明いたします。

入札年月日、平成31年4月10日。仮契約締結日、平成31年4月15日。指名業者名につきましては、記載のとおりでございます。設計金額6,766万4,160円、消費税含む。最低制限価格5,440万2,778円、消費税含まず。落札金額6,100万円、消費税含まず。請

負金額6,588万円、消費税含む。落札業者は、有限会社碓井電気商会でございます。

続いて、議案書30ページをお開きください。工事の内容について御説明いたします。

桂川小学校の空調設備設置は全31室であり、その内訳は、普通教室28室、特別教室2室、 その他の教室1室でございます。詳細は、この後、スクリーンにて御説明いたします。

機械設備工事、空気調和設備改修一式、電気設備工事、電灯設備新設一式、動力設備新設一式、 受変電設備改修一式、デマンド監視設備新設一式、構内配電線路新設一式、撤去工事一式でございます。

図の1に桂川小学校の配置図を示しております。

桂川小学校は、鉄筋コンクリート造の3階建ての建物でございます。この図は、北が上向きになっておりまして、学校敷地の南側に町道、正門がございます。この後、空調を設置する教室を説明するのですが、校舎の名称を、北棟、中棟、管理棟、南棟と呼ぶことにいたします。

議案書31ページをお開きください。1階の平面図でございます。

まず、凡例といたしまして、緑色が普通教室、オレンジ色が特別教室、青色がエアコン設置済 みの教室、赤色がその他の教室を意味いたします。

北棟では、2年生のクラス4クラスが普通教室として、中棟では1年生のクラス3クラス及び TT教室が、エアコンが設置されます。通級指導教室、学童保育所につきましては、既にエアコンが設置済みでございます。

次に、管理棟でございますが、その他の教室として会議室にエアコンが設置されます。職員室、 校長室、事務室につきましては、既にエアコンが設置されております。今回、集中リモコンが職 員室に設置されます。

南棟では、普通教室として特別支援教室のなかよし1、なかよし2に設置されます。保健室に つきましては、設置済みでございます。

これらを合わせまして、1階では普通教室10室、その他1室にエアコンを設置いたします。 続いて、議案書32ページをお開きください。

中棟では、3年生のクラス4クラス、それと特別支援教室、なかよし3、なかよし4にエアコンが設置されます。

管理棟につきましては、特別教室、理科室に設置されます。図書室につきましては、エアコン が設置済みでございます。

南棟では、4年生のクラス、4クラスにエアコンが設置されます。

これらを合わせまして2階では、普通教室10室、特別教室1室にエアコンが設置されます。 続いて、33ページをお開きください。3階の平面図でございます。

中棟では、6年生のクラス3クラス及びTT教室にエアコンが設置されます。パソコン室には

既にエアコンが設置されております。

続いて、管理棟につきましては、特別教室として視聴覚室にエアコンが整備されます。 そして、南棟では、5年生のクラス3クラス及びTT教室にエアコンが設置されます。 これらを合わせて、3階では普通教室8室、特別教室1室にエアコンを設置いたします。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- ○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 済いません、私、今気がついたんですけれど、31ページにですね、1階でその他会議室というのが補助対象外となっていますけれど、対象外でもこれつけるんでしょう。つくんでしょう。
- 〇議長(原中 政廣君) 小金丸課長。
- **〇建設事業課長(小金丸卓哉君)** 対象外でも、この赤色の会議室にはエアコンを設置いたします。
- 〇議長(原中 政廣君) 吉川君。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) すると、補助対象外ちゅうことは、国からの補助はないということなんですかね。そしたら、この財源は、どんなふうになるんですかね。私、気がつかなかったもんだったけん。
- 〇議長(原中 政廣君) 北原課長。
- **〇学校教育課長(北原 義識君)** 6番、吉川議員の質問にお答えします。

対象外ということは、これにつきましては単費となりますけれども、起債の対象として、この 分につきましては、単費という形になります。

- ○議員(6番 吉川紀代子君) よく聞こえん、ゆっくり言って。
- **〇学校教育課長(北原 義識君)** 交付金対象外(「え」と呼ぶ者あり)というのは、国の交付金の対象外という形になりますので、この分は単費、桂川町の単費という形になります。
- 〇議長(原中 政廣君) 柴田君。
- 〇議員(3番 柴田 正彦君) 2点あります。

1点は、実際に使ってみて、本当は全部入れるのが理想だと思いますが、現実はやっぱり予算の関係があるし、今後、学校建てたときのことも考えると、全部というのはやっぱり無理があるのかなとわかります。

それで、実際にエアコンが入って、どうも使い勝手が悪いと、これが後で出てくる可能性が 多々あるんですが、そのときに割とスムーズに入れかえることが可能なのか。例えば、ここにエ アコン入れたのをこっちにかえたいんだけど、それが可能なのかどうかが一点。 もう一点は、イメージがよくわからないのは、工事にかかったときに、どんなふうにしていくのかなと。例えば、1クラスずつ、そこらはまだわかるけど、工事の性格上、多分この校舎とかなりそうな気がするんですが、そうなったときに、例えば1ページ目でいけば1年生のところ――あ、2年生のところわかるかな、これ6クラス一遍に4つか、2つ入っていますね。4クラス一遍にやるとしたときに、どこに子供たち行くの。なら、TTルームが3つあります。あと会議室とかも使えるかもしれない。なければ、視聴覚室とかあるだろうけど、どのぐらいの規模で工事をしていくのかなというのを、ちょっとイメージがわかりませんので、以上2点お願いします。

- 〇議長(原中 政廣君) 小金丸課長。
- **〇建設事業課長(小金丸卓哉君)** 3番、柴田議員の御質問にお答えします。

まず1つ目、エアコンの入れかえについてどうなのかという御質問につきましては、エアコン が配備されない教室についても、電気の線路ですね、につきましては、配線をあらかじめしてお きまして、もし部屋をかえたいということであれば対応できるように、今回の工事では対処して いる計画でございます。

2点目、工事のやり方につきましては、請け負った業者、それから学校関係者、それと工事管理と役場、教育委員会とあわせまして、来週ですね、工程会議というか会議を始めるところでございます。そういった会議の中で学校の対応、それから工事業者の対応、そういったところをすり合わせながら、できるだけ早く完成できるように調整していくというところでございます。

- **〇議長(原中 政廣君)** よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) ほかに質疑ありませんか。吉川君。ラストでお願いします。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 済いません、今、先ほどこの会議室、その他が、交付の対象外だけれど設置するということなんですけれど、これ配置図を見ますと、体育館というのが全然なかったからですね、もう私も頭になかったんですけれど、この体育館というのは本当に暑いということを実感しています、調査したときにですね。

そして、よく議員の仲間で話すときには、災害なんかがあったときにですね、避難場所になるのではないかと。そういうときにやはり体育館というのは多くの人が集まれば、一番きつい場所だからですね、やっぱりこれ考えるべきじゃないだろうかと思ったら、これ全然外れて。対象外でそういうふうに設置できるんであれば、この体育館もやっぱり考えるべきではなかったかなと私思います。ちょっと今気がついたもんで。

- 〇議長(原中 政廣君) 北原課長。
- **〇学校教育課長(北原 義識君)** 今回のこのエアコン設置につきましては、臨時特例交付金というのが設けられまして、これを利用して設置するものでございます。

今回は国の方針としては、いわゆる普通教室、これを最優先という形で進めたところでございますので、まずは、この教室のほうを優先という形でいたしました。

体育館という今御意見でございます。これにつきましては、いろいろ考え方もありますが、い ろいろ財源的な面も含めまして、今回はこの分につきましては、施工の予定から外しております。

○議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号桂川小学校空調設備工事請負契約の締結については、原案のとおり 可決されました。

日程第13. 議案第18号

○議長(原中 政廣君) 議案第18号桂川中学校空調設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

〇建設事業課長(小金丸卓哉君) 議案第18号桂川中学校空調設備工事請負契約の締結について 御説明いたします。

議案書34ページをお開きください。契約の内容について御説明いたします。

工事名、桂川中学校空調設備工事。工事箇所、桂川町大字土居地内。工期、契約の効力発生の翌日から平成31年8月30日まで。請負契約額6,445万4,400円、消費税含む。工事請負人、住所、桂川町大字土師3941番地、氏名、有限会社村上電気、代表取締役村上徹。契約の方法、指名競争入札でございます。

提案理由につきましては、桂川中学校空調設備工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお 願いするものでございます。

議案書35ページをお開きください。入札の結果について御説明いたします。

入札年月日、平成31年4月10日、仮契約締結日、平成31年4月15日。指名業者名は、 記載のとおりでございます。設計金額6,577万3,080円、消費税含む。最低制限価格 5,287万371円、消費税含まず。落札金額5,968万円、消費税含まず。請負金額6,445万4,400円、消費税含む。落札業者は、有限会社村上電気でございます。

続いて、議案書36ページをお開きください。工事の内容について御説明いたします。

桂川中学校の空調設備設置は、全23室であり、その内訳は普通教室12室、特別教室7室、 その他の教室4室でございます。詳細はこの後、スクリーンで説明いたします。

機械設備工事、電気設備工事につきましては、記載のとおりでございます。

図の1に、桂川中学校の配置図を示しております。

桂川中学校は、鉄筋コンクリート造の3階建ての建物であり、この図は東西南北の北が上向きになっております。学校敷地の北側に町道、そして町道から桂川中学校に入る坂道がありまして、正門となっております。説明の都合上、校舎の名称を北棟、管理棟、南棟と呼ぶことにいたします。

37ページをお開きください。1階の平面図でございます。この図は北が左向きとなっております。凡例は先ほどと同じですので、説明は省略いたします。

まず、北棟では、普通教室として3年生の4クラスに、その他の教室としてTTルームにエアコンが設置されます。多目的ホールにつきましては、エアコンが設置済みでございます。

続いて、管理棟でございますが、その他の教室として会議室にエアコンが設置されます。職員 室、校長室、学習室、事務室につきましては、設置済みでございます。今回、集中リモコンが職 員室に設置されます。

次に、南棟、特別教室として音楽室、美術室に設置されます。保健室につきましては、エアコンが設置済みでございます。

これらを合わせまして、1階には普通教室4室、特別教室2室、その他の教室に2室エアコン を設置いたします。

次に、38ページをお開きください。2階の平面図でございます。

北棟では、普通教室として2年生のクラス4クラス、その他の教室としてTTルームにエアコンが設置されます。

次に、管理棟、管理棟では特別教室として、視聴覚室にエアコンが設置されます。学習室、図書室、カウンセリングルームには、エアコンが設置済みでございます。

続いて、南棟、南棟には特別教室、第1理科室、第2理科室、教育相談室、被服室にエアコン が設置されます。

これらを合わせまして、2階には普通教室4室、特別教室5室、その他の教室1室にエアコン を設置いたします。

続いて、議案書39ページをお願いいたします。3階の平面図でございます。

3階は北棟のみとなります。普通教室として、1年生の4クラス、その他の教室としてTT ルームにエアコンが設置されます。コンピューター室は、エアコンが設置済みでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号桂川中学校空調設備工事請負契約の締結については、原案のとおり 可決されました。

○議長(原中 政廣君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで閉会とします。お疲れさまでした。

午前11時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員